

第108回大阪市ヘイトスピーチ審査会 議事要旨

1 日 時 令和5年3月7日（火）午前9時30分～午後0時15分

2 場 所 市役所本庁舎 屋上階P1会議室

3 出 席 者

（1）大阪市ヘイトスピーチ審査会委員

曾我部会長（ウェブ会議の方法で出席）、島村委員（ウェブ会議の方法で出席）、岡田委員、中井（伊）委員（ウェブ会議の方法で出席）、中井（洋）委員

（2）大阪市職員

西原市民局長、山本市民局理事、福岡市民局ダイバーシティ推進室長、藤本市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長、宮之前市民局ダイバーシティ推進室人権企画課長代理、斎藤市民局ダイバーシティ推進室人権企画課担当係長

4 議 題

（1）市に提供された情報への対応について（報告）

（2）拡散防止の措置及び認識等の公表にかかる案件の調査審議

（3）ヘイトスピーチ該当性等にかかる継続案件の調査審議

（4）第107回会議要旨の確認

5 議 事

非公開で行った。

冒頭、会長において、映像と音声により委員本人の確認をするとともに、委員間で映像と音声は即時に伝わることを確認した。

事務局から、案件番号「平28-17」のヘイトスピーチ該当性等にかかる諮問については、第107回審査会の調査審議で会長に一任された答申内容の細部を検討・作成の上、令和5年2月27日付けで審査会から市長あて答申を行った旨の経過説明があった。

議題（1）市に提供された情報への対応について（報告）

○申出以外で市に提供のあった情報のうち、諮問を見送る案件（着信通数1通）について、市民局から説明を受けた。

議題（2）拡散防止の措置及び認識等の公表にかかる案件の調査審議

○案件番号「平28-17」について、拡散防止の措置及び認識等の公表に係る諮問があったため、事務局からその内容の説明を受け、次回以降引き続き審議することとした。

○案件番号「平29-職6」について、拡散防止の措置及び認識等の公表に係る諮問があったため、事務局からその内容の説明を受け、次回以降引き続き審議することとした。

議題（3）ヘイトスピーチ該当性等にかかる継続案件の調査審議

○継続案件のうち3件について、調査審議を行った。

○3件のうち2件については、次回以降引き続き審議することとした。

○案件番号「平30-職5」に係る表現活動について、次のとおり、一部については、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動に該当するが、条例第2条第1項に規定するヘイトスピーチには該当せず、残りについては、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しないので、その旨を答申することを決定し、答申内容の細部については会長に一任することとした。

・本件表現活動のうち一部については、条例第5条第1項第1号に掲げる表現活動に該当する。

・当該部分について、条例第2条第1項に規定する表現活動には該当しない。

・残りについては、条例第5条第1項各号に掲げる表現活動のいずれにも該当しない。

- ・よって、その余について判断するまでもなく、本件表現活動は、ヘイトスピーチに該当しない。

議題（４）第107回会議要旨の確認

○第107回の会議要旨を確定した。

また、第101回の会議要旨について、事務局から説明を受け、一部修正することとした。

以上